

「自主規制ウェブハンドブック」等の掲載について

平成 23 年 2 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成22年6月29日）における提言を受け、下記のとおり、本協会ホームページにおいて、自主規制規則や関連するガイドライン等が一覧できる「自主規制ウェブハンドブック」の掲載を開始いたしました。

また、併せて、営業員の心構えなど投資勧誘の基本原則や実務対応を記した「営業員ガイドブック（ウェブ版）」についても掲載することといたしました。

記

1. 自主規制ウェブハンドブック

- 自主規制に関する手引書として、『自主規制ウェブハンドブック』を作成。
- 規則等の種類ごとに、「規則本文・目的・趣旨」のほか、「法令・諸規則等の解釈に関するQ&Aやガイドライン」等を掲載。
- 協会の役職員に限らず、幅広い関係者（行政当局、弁護士、研究者等）にも利用していただくために、本協会ホームページの以下のURLに掲載。

（URL： <http://www.jsda.or.jp/html/jisyukisei/web-handbook/index.html>）

2. 営業員ガイドブック（ウェブ版）

- 協会の役職員に対し、営業員の心構えなど投資勧誘の基本原則や実務対応を記した『営業員ガイドブック（ウェブ版）』^(注)を作成し、本協会ホームページに掲載。

（注） 毎年5月頃に年度版として、「営業員ガイドブック」（書籍）を刊行しており、本協会ホームページにはコンパクト版として掲載。

- 協会の役職員に限らず、幅広い関係者（行政当局、弁護士、研究者等）にも利用していただくために、本協会ホームページの以下のURLに掲載。

（URL： <http://www.jsda.or.jp/html/jisyukisei/eigyo-guidebook.pdf>）

以 上

本協会ホームページの掲載画面

1. 自主規制ウェブハンドブック

資格関係	自主規制	各種市場関係
▶ 外務員資格とは ▶ 外務員資格試験	▶ 自主規制の仕組み・規則制定等のプロセス ▶ 自主規制会議、各委員会、ワーキング・グループ等 ▶ 定款・諸規則 ▶ バザール・プログラム ▶ 自主規制ウェブハンドブック ▶ 営業員ガイドライン(新・旧版)	▶ 取引所金融商品市場外取引 ▶ PTS取引 ▶ グリーンシート制度 ▶ フェニックス制度 ▶ 外国証券市場 ▶ 公社債市場 ▶ 証券化市場

トップメニュー下段の「自主規制ウェブハンドブック」をクリックすると、当該ページ(下図ご参照)が開きます。



日本証券業協会

■ 自主規制ウェブハンドブック

自主規制に関する手引書として、「自主規制ウェブハンドブック」を作成いたしました。

下記では、規則等の種類ごとに、規則本文・目的・趣旨・関連するQ&A等を掲載しています。

また、本協会が当局に確認のうえ作成いたしました「法令等の解釈に関するQ&A」等についても、掲載しています。内容は、協会の役職員向けとなっていますが、ご関心のある方は、ぜひご覧ください。

規則・制度等の種類	カテゴリ
自主規制規則	- 協会員における顧客管理、内部管理等 - 従業員・外務員関係 - 広告関係 - 個人情報関係 - 株式関係 - 債券関係 - 外国証券・取引関係 - 証券化商品関係 - デリバティブ関係

カテゴリの項目をクリックすると、関連する規則やQ&A等が掲載されているページ(下図ご参照)が開きます。



日本証券業協会

ホーム>自主規制>自主規制ウェブハンドブック

■ 自主規制規則

<協会員における顧客管理、内部管理等>

規則等の名称 (制定日、直近改正日)	規則の制定の経緯、規則の目的・趣旨等	協会員向けのガイドライン等
協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 PDF (制定日) 昭和50年2月19日 (直近改正日) 平成23年1月31日	(制定の経緯) 昭和49年12月2日付けの大蔵省証券局長通達「投資者本位の営業姿勢の徹底について」の趣旨を実現するための具体策の一つとして、本規則を制定した。 (目的・趣旨等) 協会員が行う有価証券の売買その他の取引等の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ること。	「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第3条第3項の考え方」 (平成23年2月1日) PDF ・「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第3条第4項の考え方」

PDF や **Word** の部分をクリックすると、それぞれのファイルが開きます。

2. 営業員ガイドブック（ウェブ版）

資格関係

- ▶ 外務員資格とは
- ▶ 外務員資格試験

自主規制

- ▶ 自主規制の仕組み・規則制定等のプロセス
- ▶ 自主規制会議、各委員会、ワーキング・グループ等
- ▶ 定款・諸規則
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 自主規制ウェブサイト
- ▶ **営業員ガイドブック（ウェブ版）**

各種市場関係

- ▶ 取引所金融商品市場外取引
- ▶ PTS取引
- ▶ グリーンシート制度
- ▶ フェニックス制度
- ▶ 外国証券市場
- ▶ 公社債市場
- ▶ 証券化市場

トップメニュー下段の「営業員ガイドブック（ウェブ版）」をクリックすると、PDFファイル（下図ご参照）が開きます。

しおり

- 表紙
- 第1章 営業員の心構え
- 第2章 投資勧誘
- 第3章 受注及び約定
- 第4章 受渡し
- 第5章 顧客管理
 - 顧客の本人確認の具体的な方法等について
 - 疑わしい取引の参考事例（証券会社等）
- 第6章 営業員の禁止行為
- 第7章 一般的不正行為
- 第8章 不適切行為
- 第9章 業務執行上のチェックポイント

営業員ガイドブック（ウェブ版）

平成22年度版

日本証券業協会

以 上

デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う本協会規則の一部改正について

平成 23 年 2 月 1 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

金融庁においては、昨年 1 月 21 日に公表された「金融・資本市場に係る制度整備について」を受け、去る昨年 9 月 13 日付けで、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図る観点から「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を公表したところである。

本協会では、昨年 1 月 18 日に決議した、行動規範委員会における「投資者保護の徹底に向けて」を受け、協会員における適正な投資勧誘の徹底を図るための実効性ある諸施策を検討するため「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について検討してきたところである。

今般、金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の内容及び平成 22 年金商法政府令の改正（以下「金商法改正」という。）並びに「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、投資者保護のより一層の充実を図るため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び関連規則の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

(1) 勧誘における適合性原則の徹底

① 協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。）の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならないこととする。【合理的根拠適合性の新設】

② 協会員は、特定投資家を除く個人顧客に対し、次に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該勧誘開始基準に適合したものでなければ、当該販売の勧誘を行ってはならないこととする。【勧誘開始基準の新設】

イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売

ロ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売

ハ レバレッジ投資信託に係る販売

(2) 顧客に対する注意喚起文書の交付

- ① 協会員は、顧客（特定投資家を除く。）と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付し、説明しなければならないこととする。
- イ 有価証券関連デリバティブ取引等
 - ロ 特定店頭デリバティブ取引等
 - ハ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
 - ニ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- ② 注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならないこととする。
- イ 不招請勧誘規制の適用がある場合にあっては、その旨
 - ロ リスクに関する注意喚起
 - ハ 指定紛争解決機関による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先 等

(3) 顧客からの確認書の徴求

- ① 協会員は、店頭デリバティブ取引等の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客（特定投資家を除く。）が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求することとする。
- イ 第3条第4項に定める重要な事項の内容
 - ロ 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること。
 - ハ 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。
 - ニ 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。
 - ホ 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。
- ② 協会員は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客（特定投資家を除く。）が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求することとする。

イ 第3条第4項に定める重要な事項の内容

ロ 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること。

ハ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

2. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

3. 「CFD取引に関する規則」の一部改正について

4. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

} 省略

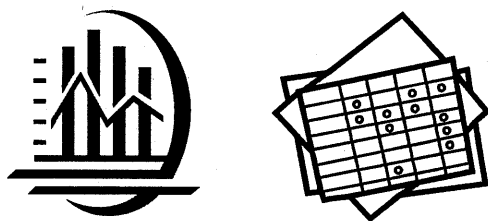
Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

以 上

店頭デリバティブ取引及び 店頭デリバティブ取引に類する複雑な「仕組債や投資信託」の 販売に関する自主規制の取り組み(イメージ)

商品販売前の検証の義務付け

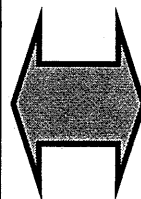


●合理的根拠適合性の検証

販売する商品のリスク特性、
パフォーマンスなどについて
事前に検証

●勧誘開始基準の設定

年齢や取引経験の有無、財産
の状況などから勧誘対象となる
顧客を選定



勧誘・販売時の説明義務の強化



●注意喚起文書の交付

不招請勧誘規制の適用がある場
合はその旨、リスクに関する注意
喚起、金融ADR(紛争解決)機関
の紹介などを記載した文書を交付



●重要事項の説明

最悪シナリオを想定した損失額、
中途売却の制限や売却試算額
などについて説明



●確認書の受け入れ

重要事項の説明を行い、その内
容をご理解いただいたことにつ
いて顧客より確認書を受け入れ

※詳しくは日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/>)に掲載の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」
及びガイドラインをご参照ください。

平成 23 年 2 月 15 日

各 位

日 本 証 券 業 協 会

第 4 回日本証券サミット（於：ニューヨーク）の開催及びウェブサイトの開設について

本協会では、平成 19 年 4 月に公表された「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」の中間報告^(注)において、東京市場の国際化の観点から、我が国の実情や取組みについて官民一体となった海外への積極的な PR が不可欠であり、海外でのセミナー開催が提言されたことを踏まえ、これまで 3 回にわたって、ロンドン、香港及びシンガポールにおいて、日本市場プロモーションのため「日本証券サミット」を開催してまいりました。各イベントとも、現地の機関投資家、金融関係者を中心に 200 名以上の参加者にお集まりいただきました。

本年度は、これに引き続き、第 4 回日本証券サミットを来る 3 月 1 日に米国 ニューヨークにおいて開催することを予定しております。今回のイベントは、ニューヨーク、ボストン等米国東海岸を中心に活動する機関投資家、金融関係者に対し、日本の経済・財政状況、企業の成長戦略、証券市場の整備活性化等を紹介し、投資対象としての日本の魅力と可能性をアピールするとともに、日米の市場・業界間のネットワーク、リンク強化等を図ることを目的に開催いたします。

今般、本イベントのウェブサイトが以下のアドレスに開設されました。セミナー（日英同時通訳つき）にご参加いただける場合には、開設いたしましたウェブサイトより参加申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

○「第 4 回日本証券サミット」WEB アドレス：<http://www.sifma.org/JSDA2011/>

※「Registration」のページより、参加申し込みを行ってください。

以 上

上記に関するお問い合わせ先：政策本部 国際部（TEL:03-3667-8537）

^(注) 2007 年 4 月 26 日公表、日本証券業協会 今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会 中間報告「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革」

第4回日本証券サミット（於ニューヨーク）／プログラム

開催日：2011年3月1日（火）

1. 日米両国金融・資本市場代表者（各10名程度）の懇談会（昼食時：12:00～13:15）
（日英同時通訳を入れる予定）
（考えられるトピック）
 - ・ 金融危機後のビジネス、規制のあり方
 - ・ 日米両国市場の課題と展望
 - ・ 日米両国市場間の協力イニシアティブ（情報交換、共同提言）
2. セミナー（日英同時通訳を入れる予定）
 - 1) 開会挨拶（13:20～13:30）
米国証券業金融市場協会CEO ティモシー・ライアン氏
日本証券業協会会長 前 哲夫
 - 2) 基調講演（13:30～14:30）
 - ①「米国から見た日本及び日本金融市場」
シティバンク COO ダグラス・ピーターソン氏
 - ②「海運業から見た世界経済」
商船三井 代表取締役 取締役会長 芦田 昭充氏
 - 3) パネル・ディスカッション（14:30～17:50）（途中休憩あり）
 - ① 日本の証券市場（グローバルな視点から見たその魅力と課題）
モデレーター：みずほ証券シニアアドバイザー 吉國 真一氏
パネリスト：東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長 斉藤 惇氏
大和総研専務理事 川村 雄介氏
国際銀行協会事務局長 トニー・ソレンティ氏
米国側パネリスト1名（SIFMA が人選中）

② 規制改革の動向（金融・資本市場への影響）

モデレーター：デービス・ホーク・ウォード・ウェル法律事務所

パートナー ランダル・グリーン氏

パネリスト：野村総合研究所主席研究員 大崎 貞和氏

金融庁総務企画局参事官 鷺見 周久氏

バンクオブアメリカ・メリルリンチ 副会長 ディック・マコーマック氏

米国証券業金融市場協会副会長 ケネス・ベンツェン氏

③ 日本の潜在力と課題（財政と国債、債券市場の活性化、有望業種）

モデレーター：モルガンスタンレー-MUFG 証券マネージング・ディレクター・経済調査部長

ロバート・フェルドマン氏

パネリスト：財務省理財局国債企画課長 中島 淳一氏

：慶応義塾大学経済学部教授 吉野 直行氏

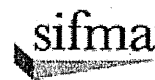
：日興アセットマネジメント アメリカ CIO ローレンス プレーガー氏

：米国の証券会社（SIFMA が入選中）

3. レセプション（17:55～18:50）

REGISTER FOR FREE ➔

[HOME](#) > [PROGRAMME](#) > [SPEAKERS](#) > [REGISTRATION](#) > [PRESENTATIONS](#) > [CONTACT](#) >



SIFMA Conference Center
120 Broadway, 2nd Floor
New York City, NY

MARCH 1, 2011

Japan Securities Summit

A new look at opportunities in Japan and its capital markets

The Japan Securities Summit will be March 1, 2011 at the SIFMA Conference Center, 120 Broadway, New York, New York.

The conference will provide market professionals and participants with a unique opportunity to better understand the Japanese securities market as a financial center as well as an attractive investment choice. Against the backdrop of global regulatory reform, a distinguished array of financial market professionals and experts from Japan and the United States will provide their insights on Japan's potential to compete for global investment flows fueling economic growth. This event will afford a high-level industry dialogue between Japan and the United States.

CONTACT INFORMATION

Registration questions? Please contact Lisette Rios at 212-313-1210 or lrrios@sifma.org.

Program Information? Call David Strongin at 212-313-1213 or dstrongin@sifma.org.

Copyright © 2010 SIFMA. All rights reserved. | [Terms and Conditions of Use](#) | [Privacy Policy](#) | [Site Map](#)